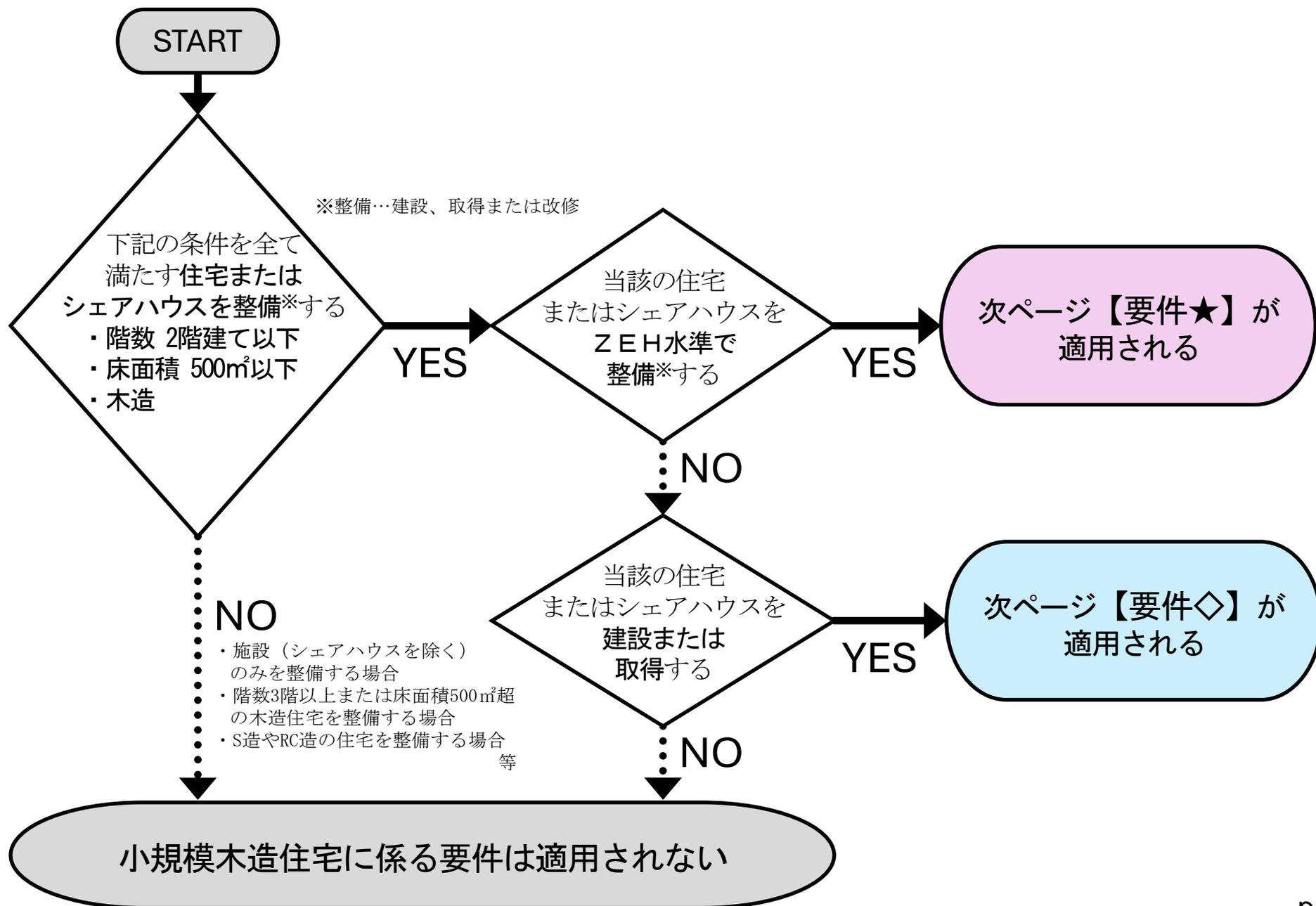


小規模の木造住宅に関する要件について — 要件適用の判断フロー



【要件★】

以下のA～Cのいずれかの住宅に限り、事業の対象とする。

- A 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅
- B 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）又は政省令・告示等公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅
- C 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅

床面積300㎡超の建築物で令和7年4月以降に工事に着手するものについては、令和4年改正建築基準法によって、構造計算により構造安全性を確かめることとなるため、A以外の場合には、改正後の基準を満たさなくなる可能性があることに留意されたい。

なお、補助事業者と建築主又は買主が別の場合は、補助事業者は建築主又は買主に対して改正後の基準を満たさなくなる可能性があることについて説明を行った上で同意を得ることが望ましい。

改修を行う場合には、Bの基準（案）のうち、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。

【要件◇】

補助事業者と建築主または買主が別の場合、

【要件★】のA～Cのいずれかの住宅とするか、それが難しい場合は建築主又は買主に対してイ及びロの事項の説明を行ったうえで同意を得た住宅に限り、事業の対象とする。

- イ 国土交通省において、令和5年12月時点での基準の見直し（案）を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造住宅が満たすべき基準となること。
- ロ 当該住宅が、上記見直しにより、公布後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。

補助事業者が建築主または買主である場合、新築にあたっては【要件★】のA～Cのいずれかの住宅とすることが望ましく、それが難しい場合は、イ、ロの事項について留意されたい。